

# 定 款

|       |       |    |
|-------|-------|----|
| 昭和51年 | 3月16日 | 制定 |
| 昭和53年 | 8月22日 | 改正 |
| 昭和56年 | 7月4日  | 改正 |
| 昭和61年 | 3月7日  | 改正 |
| 平成2年  | 7月4日  | 改正 |
| 平成9年  | 7月16日 | 改正 |
| 平成14年 | 2月22日 | 改正 |
| 平成15年 | 6月26日 | 改正 |

社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人沖縄県高圧ガス保安協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を沖縄県那覇市字小禄1831番地1に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、高圧ガスの災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査研究及び指導の業務を行うと共に、会員相互の密接なる連携を保ち業界の健全な発展と自主保安体制の確立を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等に関する保安指導
- (2) 高圧ガスの保安に関する教育及び啓蒙宣伝
- (3) 高圧ガスの保安検査及び完成検査業務
- (4) 高圧ガスの保安確保に関する調査研究及び情報の提供
- (5) 地域防災体制の整備に関する事業
- (6) 液化石油ガス認定保安機関に関する指導業務
- (7) 高圧ガス試験に関する業務
- (8) 関係行政庁及び関連団体との連携に関すること。
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、製造、貯蔵の許可、販売の登録、届出又は認定等を受け、沖縄県内において事業を営む個人又は法人であって、この法人に入会した者（二以上の事業所又は二以上の業種を有する者）は、当該事業所又は業種ごとに入会することができる。）
- (2) 準 会 員 この法人の目的及び趣旨に賛同して入会したもの
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦され、入会した者

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書に総会において別に定める入会金を添えて協会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員については、この限りでない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その理由を記載した退会届を退会しようとする日の60日前までに協会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還 )

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事15人以上20人以内(うち協会長1人、副協会長5人、専務理事1人)

(2) 監事3人

2 理事は、総会において選任する。この場合において、各会(地域防災協議会を除く)から少なくとも2人以上選任するものとし、かつ、1つの会から選任される理事の数は、理事総数の半数以上となつてはならない。

3 役員に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て補欠役員を選任することができる。ただし、その後開催される通常総会において承認を受けるものとする。

4 協会長は、理事の互選による。

5 副協会長は、各会(地域防災協議会を除く。)の会長を充てるものとする。

6 専務理事は、理事会の承認を経て協会長がこれを任命する。

7 監事は総会において選任する。

8 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 協会長はこの法人を代表し、会務を統括する。

2 副協会長は、協会長を補佐し、協会長に事故があるとき又は協会長が欠けたときはあ

らかじめ理事会で定められた順序に従い、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、協会長及び副協会長を補佐して業務の執行を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(報酬)

第15条 役員の報酬は、総会の議決により支給することができる。

(顧問)

第16条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会にはかり、協会長が委嘱する。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、協会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て協会長が定める。

#### 第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認

- (3) 借入金限度額
- (4) 理事会より付議された事項
- (5) その他、この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、協会長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召 集)

第22条 会議は、協会長が召集する。

2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選出する。

2 理事会の議長は、協会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては、会員、理事会においては、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意を持って決する。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 会組織

（会組織の設置）

第28条 この法人に、高圧ガスの業種別に次の会組織を置く。

- (1) エルピーガス会
  - (2) 冷凍・空調会
  - (3) オートガススタンド会
  - (4) 一般高圧ガス会
  - (5) コンビナート会
  - (6) 地域防災協議会
- 2 各会に、理事の中から選任された会長及び副会長を置く。
- 3 正会員は、入会と同時に当該正会員が営む事業ごとに第1項各号に規定する会に所属しなければならない。

（会長会）

第29条 各会の連携を密にするため、この法人に会長会を置く。

- 2 会長会は、前条第2項の会長をもって構成する。

（会及び会長会の運営）

第30条 本章に規定するもののほか、会及び会長会に関する一切の事項は理事会において別に定める。

## 第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 委託費及び補助金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 資産は、協会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第34条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後2月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、協会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 この法人が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は総会の議決を経、沖縄県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(委 任)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第17条第1項第1号及び第2項第2号並びに第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。（昭和51年3月16日認可）
- 4 沖縄県高圧ガス保安協会の財産及び職員は、設立と同時にこの法人に引き継ぐものとする。

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（昭和53年8月2日認可）
- 2 この定款変更の日以後、最初に就任する役員の任期は、変更後の社団法人沖縄県高圧ガス保安協会定款（以下「新定款」という。）第13条第1項の規定にかかわらず昭和55年3月31日までとする。
- 3 この定款施行前に入会した正会員のうち、新定款第5条第1号に規定する正会員に該当しなくなったものについては、同条第2号の賛助会員として入会したものとみなす。
- 4 変更前の社団法人沖縄県高圧ガス保安協会定款第5条第1号に規定する正会員で引き続き新定款第5条第1号に規定する正会員となった者に対する新定款第2条第3項の適用については、同項中「入会と同時に」とあるのは「この定款の施行の日以後10日以内に」と読み替えるものとする。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（昭和56年7月4日認可）

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（昭和61年3月7日認可）

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（平成2年7月4日認可）

附 則

- 1 この定款は沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（平成9年7月16日認可）
- 2 この定款の施行前に入会した賛助会員のうち、事業所については、新定款第5条第2号の準会員として入会したものとみなす。
- 3 この定款の施行前に入会した賛助会員のうち、個人については新定款第5条第3号の名誉会員として入会したものとみなす。

附 則

この定款は沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（平成14年2月22日認可）

附 則

この定款は沖縄県知事の認可のあった日から施行する。（平成15年6月26日認可）